

令和3年7月16日

令和3年度第2回流山市地域公共交通活性化協議会 資料

指摘箇所	指摘内容	指摘に対する対応
p.4	①地域が自ら～ の下行L6～L7において、「～15年以上経過しており、市内の交通状況が変化しており」と二か所ある。要修正。	ご指摘のとおりです。文言を修正しました。
p.7, p.15	⑤公共交通サービスの持続的な維持・確保 高齢化に伴う運転免許の返納、車両の維持管理費と公共交通の経済比較の視点が必要ではないか。	高齢者の免許返納の件数については、本調査では把握していませんが、社会情勢としてそのような背景があることから、「③公共交通需要の多様化への対応」(P.6)において、課題として記載しました。  また、車両の維持管理と公共交通の経済比較につきましては、今後「施策6. 公共交通について知る機会の提供」における「②モビリティマネジメントの実施」を行う際に、資料を作成し、活用することと想定しております。
p.11	公共交通で気軽にお出かけできるまちの中で、高齢化とともにますます交通事故トラブルを避けるためにも、安心安全な公共交通の利用促進のタイトルが必要ではないか。	目標2「快適に楽しく移動できる公共交通」には、安全性も含まれていると解釈しています。 当該目的に対応する公共通施策として、「6. 公共交通について知る機会の提供」の「②モビリティマネジメントの実施」(P.19)において、公共交通の安全な運行環境の確保を記載しています。
p.13	公共交通運賃の定額制度(サブスク)を導入する際には、利便性の高いチケットの導入など、利用者目線でのサービス内容について、合わせて検討することが必要ではないか。	ご指摘を踏まえて、公共交通施策の「1.市内公共交通サービスの一体化」の「①公共交通運賃の定額制度(サブスク)の導入」(P.13)にて、利用者の利便性に配慮したサービス内容について、追記しました。
p.15	流山ぐりんバスの運賃見直しを行う際には、ただ運賃水準の引き上げを行うだけでなく、運賃の負担が大きい利用者については、利用者の属性に応じて、割引等の負担軽減になるような施策も検討すべきではないか。	ご指摘を踏まえて、公共交通施策の「3.バス運賃制度の一元化」の「①流山ぐりんバスの運賃の見直し」(P.15)にて、運賃水準の引き上げとともに、割引制度を含めた運賃制度の見直しについて、追記しました。

指摘箇所	指摘内容	指摘に対する対応
p.18	公共交通サービスのユニバーサルデザイン化にあたっては、今行われている施策の周知を図っていくことが重要ではないか。	施策の周知については、「5. 公共交通のユニバーサルデザイン化」の「①障害者、高齢者、子育て世代に対する移動支援」(P.18)に記載しておりますが、周知の重要性をより強調するために、施策名を「①障害者、高齢者、子育て世代に対する移動支援施策の周知・拡充」に変更いたしました。
p.18	お産タクシーについて、配車可能かが保証できないのは一番ネックかと思う。HPや問合せがあった時などは、その旨伝えた上で、出産・陣痛時のタクシー利用については遠慮なく申しつけて欲しいなどのメッセージがあるだけで大変心強いものです。そこから取り組んでいただけるとありがたい。	公共交通施策の「5. 公共交通のユニバーサルデザイン化」の「①障害者、高齢者、子育て世代に対する移動支援」(P.18)において、子育て世代のタクシー利用について検討することを記載しています。具体的な施策内容の検討については、計画書の策定後、活性化協議会において継続して議論していくものと考えています。
p.18	通級に関しては、子どもの学ぶ権利を誰が保障するかという問題につきまします。ファミサポにせよ、タクシーにせよ、料金負担は行政の補助が必要かと思えます。	公共交通施策の「5. 公共交通のユニバーサルデザイン化」の「①障害者、高齢者、子育て世代に対する移動支援」(P.18)において、通級時における子どもの学校間移動のタクシー利用について検討することを記載しています。具体的な施策内容の検討については、計画書の策定後、活性化協議会において継続して議論していくものと考えています。
p.18	流山市は他の自治体よりも介護タクシー(福祉有償運送)が多い。こうした介護タクシーとの役割分担や連携も必要である。	公共交通施策の「5. 公共交通のユニバーサルデザイン化」の「①障害者、高齢者、子育て世代に対する移動支援」(P.18)において、福祉施策との連携について記載しています。具体的な施策内容の検討については、当該事業者との連携・協議を踏まえて進めていくものと理解しています。
P.18	資料の中に、走行環境の整備について触れられていないが、安全性の確保が重要である。自治体の協力がなければ事業者だけでは成り立たない部分である。	公共交通施策の「5. 公共交通のユニバーサルデザイン化」の「②公共交通の利用のしやすさ・分かりやすさの改善」(P.18)に「安全性」を追加します。また、「走行環境などの安全性の改善について、道路管理者・警察・交通事業者間で協力して進める」を追記しました。

指摘箇所	指摘内容	指摘に対する対応
p.19	公共交通に関する利用状況や運行情報は、市のホームページでの発信だけでなく、SNS等の活用も合わせて行われている良い。	ご指摘を踏まえて、公共交通施策「6. 公共交通について知る機会の提供」の「①公共交通の利用状況・取組状況の見える化」(P.19)のタイトルを「①公共交通の利用状況・運行状況・取組状況の見える化」に変更するとともに、SNS等の活用についても記載しました。
p.19	バスや鉄道の運行情報は各主体が各々のWebサイトで公表しているが、流山市の公共交通を一元化したポータルサイトのようなものがあると、市民の利便性向上に有効ではないか。	ご指摘のとおり必要な視点かと思っておりますので、公共交通施策「6. 公共交通について知る機会の提供」の「①公共交通の利用状況・取組状況の見える化」(P.19)において、流山市内の公共交通サービスを一元化したポータルサイト等による分かりやすさの向上を記載しました。
p.19	団体にバスを借りることがあるが、ある程度集まらないと利用できない。こうした場面で、障害者でも利用できる公共交通の情報が分かれば、利用機会ができると思うので、そうした情報の発信は必要かと思う。	ご指摘のとおり必要な視点かと思っておりますので、公共交通施策「6. 公共交通について知る機会の提供」の「①公共交通の利用状況・取組状況の見える化」(P.19)において、「公共交通の利用方法等に関する情報」を追加しました。
p.22	サービス水準維持・確保が困難となった場合、「地域旅客運送サービス継続事業」の活用と記載がありますが、地域公共交通活性化再生法において、同事業の活用は廃止時のみだと思われそうですが、その理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、地域旅客運送サービス継続事業の活用については、基幹的路線・準基幹的路線が廃止される時の活用を想定しております。分かりやすいよう、公共交通施策「2. 基幹的路線サービスの維持・確保」の「①サービス水準の維持・確保」(P.14)の記載内容について修正しました。

指摘箇所	指摘内容	指摘に対する対応
p.16等	流山ぐりんバスが黒字になった場合、民間事業者に渡すという方針を入れた方がよいのではないか。	ご指摘のとおり、「(3)公共交通サービス検討に係る全体フロー」の「⑤流山ぐりんバスの継続判断(継続・変更・廃止)ルール」の「継続・変更・廃止基準」(P.27)において、「※なお、1期の収支率が100%以上(黒字)となった路線については、活性化協議会で協議の上、民間事業者によるサービスの提供への移行について検討する。」を追記しました。
p.25	流山ぐりんバス見直しの基準に、安全性の確保を入れた方がよいのではないか。歩道が狭い箇所に、バス停を設定している箇所も見られる。	ご指摘のとおりかと思いますので、「(3)公共交通サービス検討に係る全体フロー」の「④流山ぐりんバスの見直しのルール」(P.25)について、安全性の改善の視点で修正しました。

## 計画書(事務局素案)についての関係各課からの意見と計画書案への対応

	指摘箇所	指摘内容	指摘に対する対応
道路建設課	p.9	流山市自転車ネットワーク計画(策定中)を流山市自転車ネットワーク計画に修正していただきますよう、お願いします。	修正しました。
企画政策課	p.2	図1-1本市の公共交通網について、バス本数の目安を太さで表しているが、見分けが付きにくい。	修正しました。
	p.3	公共交通で移動ニーズが高い目的地として、豊四季駅などは入れなくて良いか。 P11立地適正化計画では豊四季駅など柏市域の駅も都市機能誘導区域として位置付けがある。	公共交通で移動ニーズが高い目的地の設定については、下記の理由により豊四季駅を除いています。 ①本計画策定にあたり実施したアンケートの結果として、豊四季駅に対する移動ニーズについての回答がほとんどなかったこと。 ②豊四季駅から半径700m圏内における移動ニーズの高い施設(スーパー、病院(診療所含む。)、フィットネス)が他駅と比較して少なかったこと。  なお、公共交通サービスの検証において、当該駅については、直接の目的地とはならないものの、他の駅周辺施設への経由地として、設定し評価しております。 今後、立地適正化計画に基づき、都市機能を誘導することにより、駅周辺のニーズの高い施設の立地などを踏まえ、移動ニーズが増加した際には、計画書の見直しの段階で、再度、公共交通サービスを評価します。
	p.10	表2-1本計画に特に関連がある計画等、流山市総合計画の展開方向で民間事業者と連携・協働による自転車駐車場の整備は記載しないのか。 P9、図2-1関連法令・計画と本計画との関連性では自転車駐車場の整備及び利用の促進の記載があるため整合させた方が良いと考える。	P.9では、関連計画を記載しており、P.10では、そのうち公共交通に関する施策として、本計画に特に関連あるものを抜粋しております。 自転車については、公共交通ではなく、それを補完するものであることから、このように整理しています。 その旨が分かるように、タイトルを「2-2 各法令・計画を根拠とした公共交通に関する施策」とするとともに、表に「※公共交通に関するものを抜粋」を追記します。